

9 農業水路等長寿命化・防災減災事業関係

農業水路等長寿命化・防災減災事業の概要を教えてください。

事業の目的

施設の老朽化の進行に伴い、近年の災害リスクが高まっている中で、農業生産活動の基盤となる農業水路等の適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施し、安定的に農業を営むことが必要になります。

このため、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に向けた取り組み、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、施設の機能回復、被害の未然防止に取り組みます。

補助事業の種類

水利施設整備事業と農地防災事業を実施することができます。

1 長寿命化対策

- ・水利施設整備事業（農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更）

上記の水利施設整備事業と併せて行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための施設整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

上記の水利施設整備又は保管施設の整備と一体的に行う農業用排水施設のスペア資材の確保

- ・農道施設整備事業（機能保全のための農道施設整備）

上記ハード事業と併せて行うもの

- ・機能保全計画策定、実施計画策定、水利用調査・調整
耐震性点検・調査（ソフト事業単独では実施出来ない。）

2 防災減災対策

1) 自然災害等対策

- ・ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、農業用河川工作物応急対策、水質保全対策（合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去支援を含む（R9 まで））、利活用保全、農道施設整備

上記ハード事業と併せて行うもの

- ・機能保全計画策定、実施計画策定、耐震性点検・調査（ソフト事業単独では実施出来ない。）

2) 危機管理対策

- ・危機管理システム等整備

3) ため池防災環境整備

- ・緊急的な防災対策、地域防災上のリスク除去 ・ハード整備の着手促進

4) 流域治水対策

- ・農業用排水施設整備 ・危機管理システム等整備
- ・附帯安全施設整備 ・管理体制強化対策

3 ため池の保全・避難対策（防災重点農業用ため池を対象）

- ・ハザードマップ作成、監視・管理体制の強化、減災対策の実施

4 施設情報整備・共有化対策

- ・農業水利施設情報等の地理情報システム化

事業の実施主体

県、市町村、土地改良区等

事業の採択要件

- (1) 長寿命化・防災減災計画を作成すること
- (2) 1 地区当たりの事業費の合計が 200 万円以上となること。
- (3) 1 地区当たりの受益者が、農業者 2 者以上であること。（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く）

(4) 1地区当たりの事業工期が原則3年以内であること。(ただし、ため池整備に関しては、原則5年以内)

(5) ソフト事業では1地区当たりの事業工期が原則1年以内であること。

【細部要件】

長寿命化対策（農道施設整備）および自然災害対策（農道施設整備）では

- 1) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの又は災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの
- 2) 全幅員がおおむね4メートル以上であること
- 3) 整備される農道の路線若しくは区間又は機能が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること

自然災害等対策（ため池整備）で実施するため池の附帯施設の整備では

- 1) 安全施設（転落防止施設及び脱出施設等）は、ため池整備等を実施しなくとも、単独での事業実施が可能

ため池防災環境整備（地域防災上のリスク除去）で実施するため池の廃止では

- 1) 防災重点農業用ため池で想定被害額が500万円以上のもの
- 2) 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
※下流水路へ接続するための水路整備も実施可能
- 3) 埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるもの
ただし堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く
- 4) 事業廃止に先立ち、廃止後の維持管理を行う者と次の項目を確認していること
 - (ア) 常時及び非常時の見回り方法
 - (イ) 開削部等に異常が確認された場合の対応方法
- 5) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること

事業費の負担割合

1 長寿命化対策（R3 から）

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
県営	50%	31%	19%	更新事業
	55%	30%	15%	更新事業、中山間地域等
団体営	50%	14%	36%	
	55%	14%	31%	中山間地域等
その他	事業実施時に設定			

・機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査は定額（1地区上限 1,000 万円）

2 防災減災対策（R3 から）

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
団体営	50%	18%	32%	ため池整備
	55%	18%	27%	ため池整備、中山間地域等
その他	事業実施時に設定			

・機能保全計画策定等、実施計画策定等は定額（1地区上限 1,000 万円）

耐震性点検・調査は上限 3,000 万円

・ため池防災環境整備

1) 地域防災上のリスク除去は定額

堤高 5 m未満 上限 1,000 万円(※3,000 万円)

堤高 5 m以上 10 m未満 上限 2,000 万円(※4,000 万円)

堤高 10 m以上 上限 3,000 万円(※6,000 万円)

※東北農政局長が確認し特に必要と認める場合の上限額（R3～）

2) ハード整備の着手促進

定額（1地区上限 500 万円）

3 ため池の保全・避難対策

1) ハザードマップ作成は R12 まで定額

9 農業水路等長寿命化・防災減災事業

2) 監視・管理体制の強化は R12 まで定額

(地域住民参加による地域の防災意識の醸成及び管理態勢の構築：

1 地区上限 500 万円)

(市町村又は県単位による監視・保全管理に資する活動：

1 地区上限 1,000 万円)

3) 減災対策の実施は R12 まで定額 (1 地区上限 500 万)

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等の地理情報システム化 50%